

亀山市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、区域を表示した図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年7月7日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11142
- 3 路線名 能褒野29号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字與助込556番地先から能褒野町字與助込553番1地先まで	旧	13.20	最小	4.50
			最大	4.60
	新	13.20	最小	6.00
			最大	6.00